

事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。
- 令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になりました。※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含みます。



合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

社会的バリアを取り除くための申出



建設的対話

障害のある人と事業者等が話し合っ、共に対応策を検討

対応の例 筆談、読み上げ、代筆、タブレット型端末の利用、介助など



合理的配慮の提供

～をお手伝いしましょう！



知る

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。



障害者差別解消に関する事例データベース

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口で寄せられた具体例を、障害種別などに応じて検索できます。



調べる



障害者白書（毎年刊行）

政府が講じた各分野の障害者施策や取組について紹介しています。

障害者白書

検索



内閣府
Cabinet Office

内閣府 政策統括官（共生・共助担当）付 障害者施策担当
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 ☎ 03-5253-2111（代表）

障害者差別解消法改正法 Q&A

Q.対象となる障がいのある人は？

A.障害者手帳の有無にかかわらず身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいや高次脳機能障がいを含む）その他心身に障がいがある人で、障がいや社会的障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。障がい児も含まれます。

Q.「民間事業者」とは？

A.会社やお店はもちろんのこと、同じサービス等を繰り返し継続する意思をもって行う人たちのことを言い、ボランティア活動をするグループ等も、「民間事業者」に入ります。

Q.「社会的障壁」とは？

A.障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで困難や妨げとなっているものごとや原因のことで、大きく4つに分けられます。

- ①物理的（利用しづらい施設や設備等）
- ②制度的（障がいを理由に取得できない資格等）
- ③慣習（障がいのある人の参加を考慮していない行事等）
- ④意識（障がいのある人への偏見等）

Q.「合理的配慮の提供」とは？

A.障がいのある人が日常生活や社会生活を送る中で出会う困りごとや障壁を取り除くため周囲の人や行政、民間事業者等が無理のない範囲で行うべき支援や調整のことを言います。

※負担が重すぎるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのかを説明し、別の方法を提案することを含め話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

地域づくり委員会の窓口一覧

北海道では、「北海道障がい者条例」に基づき、各振興局に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」（「地域づくり委員会」）を設置して、日常生活での暮らしづらさに関する相談に応じています。

地域づくり委員会の窓口	電話	FAX
空知総合振興局社会福祉課	0126-20-0111	0126-25-6759
石狩振興局社会福祉課	011-204-5861	011-232-1090
後志総合振興局社会福祉課	0136-23-1938	0136-22-5846
胆振総合振興局社会福祉課	0143-24-0782	0143-22-5285
日高振興局社会福祉課	0146-22-9478	0146-22-7712
渡島総合振興局社会福祉課	0138-47-9537	0138-47-9225
檜山振興局社会福祉課	0139-52-6651	0139-52-3010
上川総合振興局社会福祉課	0166-46-5982	0166-46-5203
留萌振興局社会福祉課	0164-42-8317	0164-42-4715
宗谷総合振興局社会福祉課	0162-33-2573	0162-33-2628
オホーツク総合振興局社会福祉課	0152-41-0691	0152-45-0494
十勝総合振興局社会福祉課	0155-26-9251	0155-27-2188
釧路総合振興局社会福祉課	0154-43-9255	0154-41-2235
根室振興局社会福祉課	0153-24-5459	0153-23-6176

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

電話：011-204-5277 FAX：011-232-5068 メール：hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp